

教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報

【音楽科】

1. 音楽科の特色

本学科は、音楽における基本的な理論と演奏技術を学ぶとともに、豊かな感性を磨き、個々の特性を活かした芸術表現と、音楽に関わる広い職種に適う知識・技術や態度を学びます。また、広い教養を身につけ、自立・自律した生活者として社会に貢献できる人材を育成します。

2. 学修年限

本学を卒業するためには2年以上在学しなければなりません。2年を超えて在学し、なお卒業できない場合でも、在学年数は4年を超えることはできません。ただし、休学中の期間は在学期間に加えません。2年を超えて在学する場合は、4月20日までに所定の授業料その他の学費を納入しなければなりません(卒業延期)。

3. 単位制度と単位の取得

本学の教育課程は、単位制に基づいて編成しています。学修の基本でもあるので、単位制を十分理解する必要があります。単位制では、授業科目を履修して試験によって学力が一定レベルに達したと認められたときに、その科目の単位が与えられます。一定レベルに達するためには教室内の授業を受けるだけでは不十分であり、予習、復習等の自学自習を必要とします。

(1) 単位制度の単位修得過程

履修登録⇒受講(3分の2以上出席)⇒試験(合格)⇒単位修得

(2) 単位

1単位あたり45時間の学修を必要とし、各授業科目の単位数は、授業方法に応じて次の基準により算出します。

- ① 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- ② 実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- ③ レッスン時間について
1回のレッスン時間等は原則として下記のとおりです。
 - a 主科実技・・・・・・・・・・・・・・・・60分(個人レッスン)
 - b 副科ピアノ・・・・・・・・・・・・・・・・30分(個人レッスン)
 - c 副科声楽・・・・・・・・・・・・・・・・45分(グループレッスン)
 - d 第二副科器楽(電才,Vn,F1,和楽器)・・・45分(グループレッスン)

すでに修得した単位および成績評価を取り消すことはできません。

【入学前の修得単位の認定について】

本学に入学する前に他大学に在学していた場合は、その既修得単位の一部を本学の単位として認定することがあります。該当者は入学後すみやかに成績単位証明書を持参のうえ、事務局まで申し出てください。

(3) 卒業単位

卒業要件を得るための最低単位数は、2年間（在学可能年数は4年間）で、62単位以上を修得しなければなりません。

4. 資格

卒業要件を満たし、必要な科目を履修すると、次の資格・称号が得られます。

①教育職員免許状中学校二種（音楽）

教職に関する専門科目を履修する他に、下記の科目も必修となります。

ア) 基礎教育科目

日本国憲法、外国語コミュニケーション

イ) 専門教育科目

音楽科教育法、指揮法、重唱、創作研究、楽曲分析、副科実技（ピアノ以外の器楽（合奏法・伴奏法を含む。））※弦管打・作曲・邦楽・吹奏楽アンサンブル専攻コースを除く

副科実技（声楽）※声楽・音楽療法士専攻コースを除く

ウ) 介護等の体験

②音楽療法士2種（全国音楽療法士養成協議会認定）

音楽療法士2種の称号取得を希望する学生は、卒業要件（必修科目等）の他に下記の科目も必修となります。

ア) 基礎教育科目

音楽療法概論、介護の基本、障害者福祉論、リハビリテーション論、発達心理学、心理学

イ) 専門教育科目

音楽療法Ⅰ〈基礎〉、音楽療法Ⅱ〈臨床〉、音楽療法Ⅲ〈技法〉、療法音楽研究、音楽療法総合演習、音楽療法実習

ウ) 教職に関する専門科目

教育原理

介護職員初任者研修取得については、オリエンテーションの際に説明いたします。

5. 履修

卒業するためにはどの科目を修得しなければならないのか、各学年においてはどの科目を履修することができるのかなど、履修細則、同別表および各専攻コース別最低修得単位数一覧表を基本に検討します。その際、卒業要件、履修条件を満たし、将来の進路・目標に向けたガイダンスを受けながら、別に配布等される「各年度の授業時間割表」「学習の手引き（シラバス）」などをよく理解して、適切な履修計画を立てることが大切です。

【転科（転専攻コース）について】

音楽実技（主専攻コースの実技）の変更について定められた、転科規程は下記のとおりです。

- 1 転科は、音楽実技担当教員のレッスン配当に余裕のある場合に限り、これを認めることができる。
- 2 転科の時期は、第1学年の前期終了の直後に限るものとする。
(高校生は、第1学年または第2学年の終了の直後)
- 3 転科を認められる者は、次の(1)および(2)の事項を満たす者でなければならない。
 - (1) 希望する主専攻実技についての転科試験に合格すること。
 - (2) 主専攻実技以外の科目についても、総合的に普通以上の成績であること。
- 4 転科を希望する者は、別紙様式の転科願に手数料(5,000円)を添えて、転科試験の一週間前までに事務局に提出しなければならない。

※詳細については、実技担当教員や事務局へ相談してください。